

千葉県教育委員会告示第1号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設として指定したので、文部科学省社会教育局長通知「博物館に相当する施設の指定について」（昭和46年文社社第22号）の規定により告示します。

平成30年1月4日

千葉県教育委員会教育長 磯野和美

- 1 設置者の名称 千葉県
- 2 施設の名称 千葉県美術館
- 3 施設の所在地 千葉市中央区中央3-10-8
- 4 指定年月日 平成30年1月4日